

令和4年4月1日

「技能実習制度運用要領」の一部改正について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づく技能実習制度の運用に必要な事項を定めた「技能実習制度運用要領」について、別添のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

【通し番号】01

【改正箇所】第2章 第2節 第3 第2号技能実習開始までの流れ(団体監理型技能実習の場合を例示)

改正	現行
<p>⑦ 在留資格の変更許可 (略)</p> <p>※ 第2号技能実習を良好に修了して<u>おり</u>、従事しようとする業務において要する技能と第2号技能実習の職種・作業で修得した技能に関連性があると認められる場合にあつては、在留資格「特定技能1号」として在留するために必要とされる技能水準及び日本語能力水準に係る試験<u>又はその他の評価方法による証明は免除されます。そのため、他の要件を満たせば</u>、特定産業分野(14分野)において、在留資格「特定技能1号」として、引き続き在留を継続すること又は帰国後に改めて同在留資格により入国することが可能です(技能実習の職種・作業によって異なります。所定の手続が必要です。) (「特定技能1号」として在留するための手続や要件など「特定技能制度」の詳細はこちら https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00127.html)</p>	<p>⑦ 在留資格の変更許可 (略)</p> <p>※ 第2号技能実習を良好に修了して<u>いる者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が</u>、従事しようとする業務において要する技能と関連性があると認められる場合にあつては、<u>特定技能1号へ移行することができます。具体的には、在留資格「特定技能1号」で必要とされる技能水準及び日本語能力水準に係る試験を受けることなく</u>、特定産業分野(14分野)において、在留資格「特定技能1号」として、引き続き在留を継続すること又は帰国後に改めて同在留資格により入国することが可能です(所定の手続が必要です。) (「特定技能1号」として在留するための手続など「特定技能制度」の詳細はこちら http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00127.html)</p>

【通し番号】02

【改正箇所】第2章 第2節 第4 第3号技能実習開始までの流れ(団体監理型技能実習の場合を例示)

改正	現行
<p>⑧ 在留資格の変更許可 (略)</p> <p>※ 第2号技能実習を良好に修了して<u>おり</u>、従事しようとする業務において要する技能と<u>第2号技能実習の職種・作業で修得した技能</u>に関連性があると認められる場合<u>(注)</u>にあつては、在留資格「特定技能1号」として<u>在留するために必要とされる技能水準及び日本語能力水準に係る試験又はその他の評価方法による証明は免除されます。そのため、他の要件を満たせば</u>、特定産業分野(14分野)において、在留資格「特定技能1号」として、引き続き在留を継続すること又は帰国後に改めて同在留資格により入国することが可能です(<u>技能実習の職種・作業によって異なります</u>。所定の手続が必要です。) (「特定技能1号」として在留するための手続や要件など「特定技能制度」の詳細はこちら https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00127.html)</p> <p>(注)第3号技能実習を修了している者を含みます。</p>	<p>⑧ 在留資格の変更許可 (略)</p> <p>※ 第2号技能実習を良好に修了して<u>いる者</u> <u>(注)であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が</u>、従事しようとする業務において要する技能と関連性があると認められる場合にあつては、<u>特定技能1号へ移行することができます。具体的には、在留資格「特定技能1号」で必要とされる技能水準及び日本語能力水準に係る試験を受けることなく</u>、特定産業分野(14分野)において、在留資格「特定技能1号」として、引き続き在留を継続すること又は帰国後に改めて同在留資格により入国することが可能です(所定の手続が必要です。) (「特定技能1号」として在留するための手続など「特定技能制度」の詳細はこちら http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00127.html)</p> <p>(注)第3号技能実習を修了している者を含みます。</p>

【通し番号】03

【改正箇所】第4章 技能実習計画の認定等

改正	現行
<p>【実習実施者の責務】</p> <p>○ また、技能実習生は労働者として、日本人労働者と同様に労働に関する法令の適用を受け、保護されています。労働に関する法令とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）のほか、妊娠・出産等による不利益取扱いを禁止している雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）や、同一労働同一賃金を定めた短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号。以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。）、ハラスメント防止対策を義務付ける労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）等も含まれており、技能実習生も対象となることに注意してください。</p>	<p>【実習実施者の責務】</p> <p>○ また、技能実習生は労働者として、日本人労働者と同様に労働に関する法令の適用を受け、保護されています。労働に関する法令とは、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法のほか、妊娠・出産等による不利益取扱いを禁止している男女雇用機会均等法や、同一労働同一賃金を定めたパートタイム・有期雇用労働法、ハラスメント防止対策を義務付ける労働施策総合推進法等（令和2年6月1日施行、一部中小事業主は令和4年3月31日まで努力義務）も含まれており、技能実習生も対象となることに注意してください。</p>

【通し番号】04

【改正箇所】第4章 第2節 第3 (3)技能実習生の基準に関するもの

改正	現行
<p>○ 規則第 10 条第2項第3号への「国籍又は住所を有する国又は地域の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること」については、送出国の公的機関が作成した推薦状を技能実習生ごとに提出することが必要となります(別紙を用いて複数の技能実習生の推薦状をまとめて発行することは可能です。)</p> <p><u>ただし、二国間取決めを作成している国のうち、インド、フィリピン、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイについては、その取決めに基づき、当該推薦状の発行はされないため、提出は不要です。</u></p> <p>○ (略)</p> <p>○ 規則第 10 条第2項第3号子の「同じ技能実習の段階(第一号技能実習、第二号技能実習又は第三号技能実習の段階をいう。)に係る技能実習を過去に行ったことがないこと(やむを得ない事情がある場合を除く。)」については、技能実習は段階的に技能等の修得等を行うものであるため、同じ段階の技能実習を過去に行ったことがないことを求めるものです。同じ段階の技能実習を再度行うことが認められるやむを得ない事情としては、以下のものが該当します。なお、①中断後の再開、②転籍、③再実習(同業種)により、再度技能実習計画の認定を受けようとする場合には、新規の技能実習計画の認定が必要です。</p> <p>① (略)</p> <p>② 転籍</p> <p>実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における</p>	<p>○ 規則第 10 条第2項第3号への「国籍又は住所を有する国又は地域の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること」については、送出国の公的機関が作成した推薦状を技能実習生ごとに提出することが必要となります(別紙を用いて複数の技能実習生の推薦状をまとめて発行することは可能です。)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 規則第 10 条第2項第3号子の「同じ技能実習の段階(第一号技能実習、第二号技能実習又は第三号技能実習の段階をいう。)に係る技能実習を過去に行ったことがないこと(やむを得ない事情がある場合を除く。)」については、技能実習は段階的に技能等の修得等を行うものであるため、同じ段階の技能実習を過去に行ったことがないことを求めるものです。同じ段階の技能実習を再度行うことが認められるやむを得ない事情としては、以下のものが該当します。なお、①中断後の再開、②転籍、③再実習(同業種)により、再度技能実習計画の認定を受けようとする場合には、新規の技能実習計画の認定が必要です。</p> <p>① (略)</p> <p>② 転籍</p> <p>実習実施者の経営上・事業上の都合、<u>実習実施者における</u>実習認定の取消し、</p>

労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更の場合が該当します。なお、専ら技能実習生の都合によるものは認められません。この場合は、新規の技能実習計画の認定申請に際して、他の添付書類とともに、理由書(様式自由)と転籍を行うことが必要となった事情を明らかにする資料を提出することが必要となります。

※ この場合の実習期間は、既に行った同一段階の実習期間と通算して法律上の上限の範囲内となります。ただし、上記の事情に起因して技能実習計画を実質的に履行できなかった期間については、実習期間として通算しない取扱いとします。

③ 再実習(同業種)

(略)

- ・ 前回は行った技能実習で学んだ技能等を、母国において活用していた、又は活用を予定していたが、技能実習後の母国の事情の変化等により、やむを得ず当該学んだ技能等を直ちに十分に活用できない状況となったこと

・ (略)

実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更の場合が該当します。なお、専ら技能実習生の都合によるものは認められません。この場合は、新規の技能実習計画の認定申請に際して、他の添付書類とともに、理由書(様式自由)と転籍を行うことが必要となった事情を明らかにする資料を提出することが必要となります。

※ この場合の実習期間は、既に行った同一段階の実習期間と通算して法律上の上限の範囲内となります。ただし、上記の事情に起因して技能実習計画を実質的に履行できなかった期間については、実習期間として通算しない取扱いとします。

③ 再実習(同業種)

(略)

- ・ 前回は行った技能実習で学んだ技能等が、母国において活用されている、又は活用される予定があること

・ (略)

【通し番号】05

【改正箇所】第4章 第2節 第3 (7)講習の基準に関するもの

改正	現行
<p>○各科目における留意点は次に記載するとおりです。</p> <p>①～③(略)</p> <p>④ ①から③までのほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識</p> <p>技能実習生が従事する業務内容を具体的に理解できるよう、認定計画の内容等を説明することが求められます。このほか、機械の構造や操作に関する知識のほか、技能実習への心構え、企業内での規律等の講義が想定されます。<u>また、座学により技能実習生が従事する職種・作業に応じた安全衛生教育を必ず実施することが求められます。職種・作業における特有の課題を説明することが重要であることから、例えば、技能実習生の労働災害の防止・健康確保の観点から、食品製造関係職種等の製造業の場合には取り扱う製造機械の安全な使用方法を、農業職種の場合には農業機械や農薬の安全な取扱いを、建設職種の場合には墜落・転落災害の防止対策や石綿暴露防止等の労働衛生対策について、技能実習生にわかりやすく説明することが求められます。一部の職種については、外国人技能実習機構のホームページに掲載する安全衛生対策マニュアルの活用なども想定されます(https://www.otit.go.jp/anzen/)。さらに、現場施設見学を行う場合が「①から③までのほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識」の科目に該当することとなります。なお、講習実施施設の外で講習を実施しても差し支えありませんが、実習実施者の工場の生産ライン等の商品生産施設においては見学以外の活動は認め</u></p>	<p>○各科目における留意点は次に記載するとおりです。</p> <p>①～③(略)</p> <p>④ ①から③までのほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識</p> <p>技能実習生が従事する業務内容を具体的に理解できるよう、認定計画の内容等を説明することが求められます。このほか、機械の構造や操作に関する知識のほか、技能実習への心構え、企業内での規律等の講義が想定されますが、また、現場施設見学を行う場合がこの科目に該当することとなります。なお、講習実施施設の外で講習を実施しても差し支えありませんが、実習実施者の工場の生産ライン等の商品生産施設においては見学以外の活動は認められません。商品生産施設での機械操作教育や安全衛生教育は、講習とは別に実習実施者において、技能等の修得のための活動として実施しなければなりません。</p>

<p>られません。商品生産施設での機械操作教育や安全衛生教育は、講習とは別に実習実施者において、技能等の修得のための活動として実施しなければなりません。</p>	
--	--

【通し番号】06

【改正箇所】第4章 第2節 第7 (1)技能実習責任者の選任に関するもの

改正	現行
<p>○ 技能実習責任者は、規則第12条第1項第1号イからリまでに掲げる事項を統括するために、下記の①～③の条件を満たす者でなくてはなりません。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 過去3年以内に技能実習責任者に対する講習(主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習)を修了した者</p> <p>(削除)</p>	<p>○ 技能実習責任者は、規則第12条第1項第1号イからリまでに掲げる事項を統括するために、下記の①～③の条件を満たす者でなくてはなりません。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 過去3年以内に技能実習責任者に対する講習(主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習)を修了した者</p> <p><u>※ ③については、経過措置は令和2年3月31日に終了しました。これによりすべての技能実習責任者は③の条件を満たす必要があります。</u></p>

【通し番号】07

【改正箇所】第4章 第2節 第7 (7)外国の送出機関からの取次ぎに関するもの

改正	現行
<p>【留意事項】</p> <p>○ 既に本邦に在留している技能実習生の取次送出機関について</p> <p>取次送出機関が、団体監理型技能実習に係る求職の申込みを本邦の監理団体に取り次ぐのは、原則として、技能実習生になろうとする者が外国にいる場合に限定されます。したがって、既に本邦に在留している技能実習生については、一般的に、入国時の第1号技能実習計画の認定申請書において記載されている機関が、取次送出機関となります。</p> <p>しかしながら、取次送出機関は、技能実習生が本邦での技能実習を行っている間も、実習実施者又は監理団体と連携して、本国の必要な情報を提供するなど一定の役割を果たす場合があるほか、帰国した技能実習生に対する就職先のあっせんその他の必要な支援を行うことが求められていることから（規則第25条第4号）、入国後に取次送出機関を変更した場合には、新たな取次送出機関として届出等を行うことが必要となります。</p> <p><u>なお、取次送出機関の変更の際には、関係する当事者間（技能実習生・実習実施者・監理団体・変更前後の取次送出機関等）で争いとなることがないように、当事者間で事前の同意を得ておくことが望まれます。</u></p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 既に本邦に在留している技能実習生の取次送出機関について</p> <p>取次送出機関が、団体監理型技能実習に係る求職の申込みを本邦の監理団体に取り次ぐのは、原則として、技能実習生になろうとする者が外国にいる場合に限定されます。したがって、既に本邦に在留している技能実習生については、一般的に、入国時の第1号技能実習計画の認定申請書において記載されている機関が、取次送出機関となります。</p> <p>しかしながら、取次送出機関は、技能実習生が本邦での技能実習を行っている間も、実習実施者又は監理団体と連携して、本国の必要な情報を提供するなど一定の役割を果たす場合があるほか、帰国した技能実習生に対する就職先のあっせんその他の必要な支援を行うことが求められていることから（規則第25条第4号）、入国後に取次送出機関を変更した場合には、新たな取次送出機関として届出等を行うことが必要となります。</p>

改正	現行
<p>○ また、技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫(例:指示に従わなければ帰国させる旨の発言等)、暴行(例:殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等)といった行為は当然ながら許されません。</p> <p><u>○ なお、人権を著しく侵害する行為は、暴力行為に限られず、大声で怒鳴る、侮辱するといった行為やセクシュアルハラスメントなども含まれることに注意が必要です。</u></p> <p>○ 技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反して誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。</p> <p><u>※ これまでに技能実習生に対する人権侵害を理由として行政処分等を実施した主な事案</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>： 建設現場での作業中に、技能実習生の身体を叩いたり、足で蹴ったり、ヘルメットの上から手や道具で叩いたもの。</u> <u>： 技能実習生が仕事を覚えなないことに対して「国に帰れ」と発言したり、頭部を平手打ちしたものの。</u> <u>： 技能実習生に対して、母国語を話したときに「罰金を取る」と注意したものの。</u> <u>： 日本式の謝罪の方法を教えるといつて、土下座を指導したものの。</u> <u>： 技能実習生に対して、コミュニケーションと称して、肩を揉む、肩を叩く、頭を触るといった行為を行ったもの。</u> 	<p>○ また、技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫(例:指示に従わなければ帰国させる旨の発言等)、暴行(例:殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等)といった行為は当然ながら許されません。</p> <p>(新設)</p> <p>○ 技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反して誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。</p> <p>(新設)</p>

【通し番号】09

【改正箇所】第4章 第2節 第10 (1)技能実習生に対する報酬の額に関するもの

改正	現行
<p>○ 技能実習生に対する報酬の額については、技能実習生であるという理由で不当に低くなるということがあってはなりません。同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合には、技能実習生の任される職務内容や技能実習生の職務に対する責任の程度が当該日本人労働者と同等であることを説明した上で、当該日本人労働者に対する報酬の額と同等以上であることを説明する必要があります。</p> <p>※ <u>パートタイム・有期雇用労働法</u>の規定により、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けて、同一企業内の正規雇用労働者と有期雇用労働者との間で、不合理な待遇差を設けることや職務内容等が同じ場合に差別的取扱いを行うことは禁止されています(令和3年4月から中小企業にも当該規定が適用されています。)。有期雇用労働者である技能実習生も対象となることに注意してください。</p> <p>(「同一労働同一賃金」の詳細はこちら https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書(参考様式1-14号)を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得</p>	<p>○ 技能実習生に対する報酬の額については、技能実習生であるという理由で不当に低くなるということがあってはなりません。同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合には、技能実習生の任される職務内容や技能実習生の職務に対する責任の程度が当該日本人労働者と同等であることを説明した上で、当該日本人労働者に対する報酬の額と同等以上であることを説明する必要があります。</p> <p>※ <u>短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)</u>の規定により、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けて、同一企業内の正規雇用労働者と有期雇用労働者との間で、不合理な待遇差を設けることや職務内容等が同じ場合に差別的取扱いを行うことは禁止されています(令和3年4月から中小企業にも当該規定が適用されます。)。有期雇用労働者である技能実習生も対象となることに注意してください。</p> <p>(「同一労働同一賃金」の詳細はこちら https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書(参考様式1-14号)を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得るこ</p>

ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等、特に手取り支給額について、雇用契約書及び雇用条件書の該当箇所を母国語にて丁寧に説明してください。

とが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

【通し番号】10

【改正箇所】第4章 第2節 第10 (5)技能実習生が定期的に負担する費用に関するもの

改正	現行
<p>○ 居住費については、自己所有物件の場合、借上物件の場合に応じて、以下のとおりでなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自己所有物件の場合 実際に建設・改築等に要した費用、物件の耐用年数、入居する技能実習生の人数等を勘案して算出した合理的な額・ 借上物件の場合 借上げに要する費用(管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。)を入居する技能実習生の人数で除した額以内の額 なお、借上物件であっても、監理団体・実習実施者の役員、専従者、同居の親族の所有物件である場合などで、実質的に貸主が監理団体・実習実施者と同一視できる場合には、借上物件として評価すべき事情について詳細な説明をいただく<u>とともに、必要に応じて実地検査を行う</u>ことがあります。	<p>○ 居住費については、自己所有物件の場合、借上物件の場合に応じて、以下のとおりでなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自己所有物件の場合 実際に建設・改築等に要した費用、物件の耐用年数、入居する技能実習生の人数等を勘案して算出した合理的な額・ 借上物件の場合 借上げに要する費用(管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。)を入居する技能実習生の人数で除した額以内の額 なお、借上物件であっても、監理団体・実習実施者の役員、専従者、同居の親族の所有物件である場合などで、実質的に貸主が監理団体・実習実施者と同一視できる場合には、借上物件として評価すべき事情について詳細な説明をいただくことがあります。

【通し番号】11

【改正箇所】第4章 第2節 第11 (1)技能等の修得等に係る実績に関するもの

改正	現行
<p>○「過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)」については以下のとおり計算します。</p> <p>① 次の分子分母によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分子 : 合格者数 ・分母 : 第1号技能実習修了者数－<u>うち</u>やむを得ない不受検者数 <p>②～④ (略)</p> <p>○「過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率」については以下のとおり計算します。</p> <p>① 次の分子分母によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分子 : (3級合格者数+2級合格者数×1.5) ×1.2 ・分母 : 第2号技能実習修了者数 + 第3号技能実習修了者数 － <u>うち</u>やむを得ない不受検者数 + 旧制度の技能実習を修了した技能実習生のうちの受検者数 <p>②～④ (略)</p>	<p>○「過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)」については以下のとおり計算します。</p> <p>① 次の分子分母によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分子 : 合格者数 ・分母 : 第1号技能実習修了者数－やむを得ない不受検者数 <p>②～④ (略)</p> <p>○「過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率」については以下のとおり計算します。</p> <p>① 次の分子分母によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分子 : (3級合格者数+2級合格者数×1.5) ×1.2 ・分母 : 第2号技能実習修了者数 + 第3号技能実習修了者数 － やむを得ない不受検者数 + 旧制度の技能実習を修了した技能実習生のうちの受検者数 <p>②～④ (略)</p>

【通し番号】12

【改正箇所】第4章 第4節 技能実習計画の変更(技能実習法第11条)

改正	現行
<p>表 技能実習計画の変更認定と届出の区分</p> <p>項目欄</p> <p>3 技能実習生</p> <p>番号欄</p> <p>5</p> <p>特記事項欄</p> <p>【帰国期間の変更】</p> <p>帰国期間が<u>変更</u>となる場合には届出が必要。 <u>なお、帰国時期の変更(帰国期間の変更はなし)の届出は不要。</u></p> <p>項目欄</p> <p>9 技能実習生の待遇</p> <p>番号欄</p> <p>10</p> <p>添付書類欄</p> <p><u>・雇用契約書及び雇用条件書の写し</u> <u>・技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書</u></p> <p>特記事項欄</p> <p><u>・雇用契約書及び雇用条件書上で記載事項に変更がなかった場合であっても、例えば、食費・居住費の金額に変更はないが、提供する食事の回数、方法に変更があった場合や宿泊施設に変更があった場合等には、技能実習生が同意した上で署名した意思確認書(任意様式)の提出が必要。なお、技能実習生の利益となる変更においては、左記書類により、技能実習生に説明を十分に行い、同意が得られていれば、提出は不要。</u></p>	<p>表 技能実習計画の変更認定と届出の区分</p> <p>項目欄</p> <p>3 技能実習生</p> <p>番号欄</p> <p>5</p> <p>特記事項欄</p> <p>【帰国期間の変更】</p> <p>帰国期間が<u>認定申請時に予定していた期間を下回り、1か月未満</u>となる場合には届出が必要。</p> <p>項目欄</p> <p>9 技能実習生の待遇</p> <p>番号欄</p> <p>10</p> <p>添付書類欄</p> <p><u>・徴収費用の説明書</u></p> <p>特記事項欄</p> <p>(新設)</p>

改正	現行
<p>○ 次段階の技能実習に移行予定の技能実習生が、現在の技能実習期間の満了前に次段階の技能実習に係る在留資格変更許可を受ける場合も、早期に移行した日数の分、全体の技能実習期間が短縮されることとなりますが、この場合も、参考様式(第1-41号)等により、技能実習生の同意が得られていれば、技能実習実施困難時届出書の提出は不要です。</p> <p><u>○ 技能実習生が妊娠、出産等したことを理由とする解雇その他不利益な取扱いは、男女雇用機会均等法違反となります。妊娠・出産による中断等、技能実習を継続することができなくなった場合には、技能実習実施困難時届出書の提出が必要ですが、その際、監理団体・実習実施者は技能実習生向けリーフレット</u> (https://www.otit.go.jp/info_kanri/)等を活用して、以下の事項について分かりやすく説明するなどし、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応が求められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ： <u>母子健康手帳の交付、病院や市町村の窓口、技能実習生の定期的な病院受診の手続の説明や支援等</u> ： <u>技能実習を最後まで行えることの説明(地方出入国在留管理局で在留資格に係る相談ができることを含む。)、技能実習の継続の意思の確認、日本での出産希望の確認等</u> ： <u>技能実習生が帰国して母国で出産を希望する場合は、実習の再開の時期や手続の説明等</u> ： <u>出産育児一時金の支給、健康保険の出産手当金の支給の説明、産前産後休暇等の説明等</u> 	<p>○ 次段階の技能実習に移行予定の技能実習生が、現在の技能実習期間の満了前に次段階の技能実習に係る在留資格変更許可を受ける場合も、早期に移行した日数の分、全体の技能実習期間が短縮されることとなりますが、この場合も、参考様式(第1-41号)等により、技能実習生の同意が得られていれば、技能実習実施困難時届出書の提出は不要です。</p> <p>(新設)</p>

【通し番号】14

【改正箇所】第5章 監理団体の許可等

改正	現行
<p>監理団体は、その責務として、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習監理の責任を適切に果たす(法第5条)こととされています。監理団体は法律に則り、実習実施者と技能実習生との間の雇用関係の成立のあっせんや実習実施者に対する指導・監督、技能実習生の相談対応などを行わなければなりません。</p> <p>【許可の手続】 (略)</p> <p>【監理事業の概要】</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 監理団体は実習実施者に対し、認定計画に従った実習監理を行い、監理団体の業務の実施に関する基準に従って業務を実施しなければなりません(法第39条、規則第52条)。</p> <p>特に、実習実施者に対する監査は、実習実施者が認定された技能実習計画に従って適切に技能実習を行わせていること、出入国・労働関係法令に違反していないことなどについて監査を行うものであり、監理団体の行う業務の要であることから、不正な行為を見落とすことのないよう、責任をもって適切に監査を行う必要があります。技能実習法等の規定や本要領を踏まえ、3月に1回以上監査を実施し、2か月以内に監査報告書を実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の指導課に提出するなど適切に対応しなければなりません。</p> <p>監理団体の業務の実施に関する基準に</p>	<p>監理団体は、その責務として、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習監理の責任を適切に果たす(法第5条)こととされています。監理団体は法律に則り、実習実施者と技能実習生との間の雇用関係の成立のあっせんや実習実施者に対する指導、技能実習生の相談対応などを行わなければなりません。</p> <p>【許可の手続】 (略)</p> <p>【監理事業の概要】</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 監理団体は実習実施者に対し、認定計画に従った実習監理を行い、監理団体の業務の実施に関する基準に従って業務を実施しなければなりません(法第39条、規則第52条)。</p> <p>特に、実習実施者に対する監査は、実習実施者が認定された技能実習計画に従って適切に技能実習を行わせていること、出入国・労働関係法令に違反していないことなどについて監査を行うものであり、監理団体の行う業務の要であることから、不正な行為を見落とすことのないよう、責任をもって適切に監査を行う必要があります。技能実習法等の規定や本要領を踏まえ、3月に1回以上監査を実施し、2か月以内に監査報告書を提出するなど適切に対応しなければなりません。</p> <p>監理団体の業務の実施に関する基準に</p>

<p>定められる業務には主に以下のようなものがあります(第5章第2節第2参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習実施者に対する監査、訪問指導 ・ 外国の送出機関との契約等 ・ 入国後講習の実施 ・ 技能実習計画の作成指導 ・ 技能実習生の保護及び支援(帰国までの生活支援、旅費の負担、相談体制の整備等) <p>○ (略)</p> <p>○ 実習監理を行う実習実施者が技能実習を行わせることが困難となったと認めるときは実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に、監理事業を廃止・休止しようとするときは機構の本部事務所の審査課に、それぞれ届出を行わなければなりません(法第33条及び第34条)。</p> <p>○ (略)</p> <p>【体制】</p> <p>○ 監理団体は技能実習の適正な実施や技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであり、監理団体が実習実施者に対する指導・監督等を適切に行うために、中立的な業務の運営ができる体制を確保することが不可欠であるとともに、<u>相談応需体制の整備に当たっては、実習実施者又は技能実習生のプライバシー確保にも配慮する必要があります。</u></p> <p>○ (略)</p> <p>【報告徴収、行政処分等】</p> <p>○ (略)</p>	<p>あります(第5章第2節第2参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習実施者に対する監査、訪問指導 ・ 外国の送出機関との契約等 ・ 入国後講習の実施 ・ 技能実習計画の作成指導 ・ 技能実習生の保護及び支援(帰国までの生活支援、旅費の負担、相談体制の整備等) <p>○ (略)</p> <p>○ 実習監理を行う実習実施者が技能実習を行わせることが困難となったと認めるときは実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に<u>対し</u>、監理事業を廃止・休止しようとするときは機構の本部事務所の審査課に<u>対し</u>、それぞれ届出を行わなければなりません(法第33条及び第34条)。</p> <p>○ (略)</p> <p>【体制】</p> <p>○ 監理団体は技能実習の適正な実施や技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであり、監理団体が実習実施者に対する指導・監督等を適切に行うために、中立的な業務の運営ができる体制を確保することが不可欠です。</p> <p>○ (略)</p> <p>【報告徴収、行政処分等】</p> <p>○ (略)</p>
---	--

○ さらに、技能実習法令、出入国・労働関係法令に違反しているときなど、監理事業の適正な運営を確保するために必要があると認められるときは、主務大臣が改善命令を行うことができることとされています(法第36条)。

○ さらに、出入国・労働関係法令に違反しているときなど、監理事業の適正な運営を確保するために必要があると認められるときは、主務大臣が改善命令を行うことができることとされています(法第36条)。

【通し番号】15

【改正箇所】第5章 第1節 第3 申請書の添付(技能実習法第23条第3項・第4項)

改正	現行
<p>○ 監理団体の許可申請に際しては、許可基準を満たしていることを証明する書類その他必要な書類を提出しなければなりません。具体的な書類については、別紙③において一覧表として示しています。また、必要な添付書類の詳細については、別途機構HPでお知らせして<u>います</u>ので、併せて御参照ください。</p> <p>○ また、監理事業計画書(省令様式第12号)については、監理事業を行う事業所ごとに提出が必要です。<u>したがって</u>、事業所が複数ある場合には、当該事業所の数<u>に応じて</u>提出しなければなりません。</p>	<p>○ 監理団体の許可申請に際しては、許可基準を満たしていることを証明する書類その他必要な書類を提出しなければなりません。具体的な書類については、別紙③において一覧表として示しています。また、必要な添付書類の詳細については、別途機構HPでお知らせして<u>おります</u>ので、併せて御参照ください。</p> <p>○ また、監理事業計画書(省令様式第12号)については、監理事業を行う事業所ごとに提出が必要で<u>あり</u>、事業所が複数ある場合には、当該事業所の数<u>だけ作成して</u>提出しなければなりません。</p>

【通し番号】16

【改正箇所】第5章 第2節 第1 法人形態に関するもの

改正	現行
<p>○ これ以外の法人形態で監理団体になるうとする場合には、(ア)監理事業を行うことについて特別の理由があること、(イ)重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いていること、を満たすことを<u>立証する</u>必要があります(規則第29条第1項第9号)。</p> <p>なお、(ア)については、過去3年以内に、以下の①<u>又</u>は②を行った実績があり、当該実績を資料等により明確に示すことが要件となります。</p> <p>①・② (略)</p>	<p>○ これ以外の法人形態で監理団体になるうとする場合には、(ア)監理事業を行うことについて特別の理由があること、(イ)重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いていること、を満たすことを<u>立証していただく</u>必要があります(規則第29条第1項第9号)。</p> <p>なお、(ア)については、過去3年以内に、以下の①<u>また</u>は②を行った実績があり、当該実績を資料等により明確に示すことが要件となります。</p> <p>①・② (略)</p>

【通し番号】17

【改正箇所】第5章 第2節 第2 (1)監査に関するもの

改正	現行
<p>○ 監査を実施するにあたり、監理団体は、技能実習生が認定計画と異なる作業に従事していないか、実習実施者が出入国又は労働に関する法令に違反していないかなどの事項について、監理責任者の指揮の下で、3か月に1回以上の頻度で、実習実施者に対して適切に行うことが必要です。</p> <p>※ 監理責任者は監理団体が行う監理事業の統括責任者です。そのため、監査に当たっては、監理責任者が自らの指揮の下、監査の実務を担当する監理団体の役職員とともに適切に行う必要があります(当然のことながら、監査は監理団体が行う監理事業の根幹業務ですので、外部に委託することができないことは言うまでもありません。)</p> <p>※ なお、監理責任者は、実習実施者の役職員若しくは過去5年以内に役職員であった場合や、これらの者の配偶者若しくは二親等以内の親族である場合は、当該実習実施者の実習監理を行うことはできず、他の監理責任者を新たに選任し、実習監理を行わせる必要があります(規則第 53 条)。</p> <p>○ (略)</p> <p>【確認対象の書類】 (略)</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ 監理団体が監査において確認する内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習実施者に対する定期監査においては、技能実習の運用上問題が生じやすい部分を重点的に確認することが必要です。 	<p>○ 監査を実施するにあたり、監理団体は、技能実習生が認定計画と異なる作業に従事していないか、実習実施者が出入国又は労働に関する法令に違反していないかなどの事項について、監理責任者の指揮の下で、3か月に1回以上の頻度で、実習実施者に対して適切に行うことが必要です。</p> <p>※ 監理責任者は監理団体が行う監理事業の統括責任者です。そのため、監査に当たっては、監理責任者が自らの指揮の下、監査の実務を担当する監理団体の役職員とともに適切に行う必要があります(当然のことながら、監査は監理団体が行う監理事業の根幹業務ですので、外部に委託することができないことは言うまでもありません。)</p> <p>※ なお、監理責任者は、実習実施者の役職員若しくは過去5年以内に役職員であった場合や、これらの者の配偶者若しくは二親等以内の親族である場合は、当該実習実施者の実習監理を行うことはできず、他の監理責任者を新たに選任し、実習監理を行わせる必要があります(規則第 53 条)。</p> <p>○ (略)</p> <p>【確認対象の書類】 (略)</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ 監理団体が監査において確認する内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習実施者に対する定期監査においては、技能実習の運用上問題が生じやすい部分を重点的に確認することが必要です。

運用上問題が生じやすい部分として、例えば、割増賃金の不払、労働時間の偽装、技能実習計画とは異なる作業への従事、実習実施者以外の事業者での作業従事、不法就労者の雇用、入国後講習期間中の業務への従事、暴力、脅迫やハラスメント等の人権侵害行為などが、過去の不正行為事例として多く認められています。

・（略）

○ 技能実習生が従事する業務の性質上①～⑤の方法によることが著しく困難な場合について

・ ①～⑤の方法によることが著しく困難な場合とは、例えば、次に記載するような場合などを想定しており、やむを得ない場合に限られます。それぞれの場合の他の適切な監査方法については、例えば、次に記載するような監査方法が想定されます。

- 安全上の観点から立入りができず、技能実習生の稼働状況を遠目に見ることも困難な建設現場での実習の場合
- 衛生上の観点から従業員以外の立入りが禁止されている食品工場での実習の場合

（他の適切な監査方法）

- ・ 実地での確認を省略する代わりに、技能実習生に対し実習現場近くで面談して話を聴く等
- ・ 建設現場の場合は、元請事業者の現場代理人等から作業状況等を聴取する等
- ・ WEB カメラ等を利用して、実際に作業を行っているところを確認する等

○ 技能実習生との面談について

・（略）

・ 1回の監査につき技能実習生の4分の1以上と面談しなければならないこととされており、3月に1回以上の監査によって全ての

運用上問題が生じやすい部分として、例えば、割増賃金の不払、労働時間の偽装、技能実習計画とは異なる作業への従事、実習実施者以外の事業者での作業従事、不法就労者の雇用、入国後講習期間中の業務への従事などが、過去の不正行為事例として多く認められています。

・（略）

○ 技能実習生が従事する業務の性質上①～⑤の方法によることが著しく困難な場合について

・ ①～⑤の方法によることが著しく困難な場合とは、例えば、次に記載するような場合などを想定しており、やむを得ない場合に限られます。それぞれの場合の他の適切な監査方法については、例えば、次に記載するような監査方法が想定されます。

- 安全上の観点から立入りができず、技能実習生の稼働状況を遠目に見ることも困難な建設現場での実習の場合
- 衛生上の観点から従業員以外の立入りが禁止されている食品工場での実習の場合

（他の適切な監査方法）…実地での確

認を省略する代わりに、技能実習生に対し実習現場近くで面談して話を聴く等

○ 技能実習生との面談について

・（略）

・ 1回の監査につき技能実習生の4分の1以上と面談しなければならないこととされており、3月に1回以上の監査によってできる

技能実習生と面談することが望まれます。

- ・ (略)
- ・ 面談において、技能実習生から実習内容や雇用契約の内容について要望や相談があり、その内容が技能実習法違反等の疑いがある場合には速やかに実習実施者に確認し、改善させるとともに、機構や関係行政機関に報告・通報する必要があります。

・ (略)

技能実習生は、母国とは大きく異なる生活環境や人間関係等の中で技能実習を行っており、ストレスを受けやすい環境に置かれていると考えられます。このため、面談においては、メンタルヘルス面での問題がないかも技能実習生に確認し、問題や相談があれば適切に対応するなど、メンタルヘルス確保の観点にも留意して行うことが求められます。

- ・ 技能実習生から要望や相談が寄せられない場合であっても、面談や監査を通じて、現在の実習の環境が技能実習生にとって大きな負担となっていないかを十分に確認し、負担となっていると判断される場合は、上記と同様の対応を取ることが望まれます。

※ 監理団体は、技能実習生と雇用関係にはないため、技能実習生に対して、パワーハラスメント等の防止について労働施策総合推進法における雇用管理上の措置義務を負うものではありません。しかし、監理団体は、技能実習法令上、技能実習生の保護に関する役割のみならず、実習実施者が技能実習に関し労働関係法令に違反しないよう、必要な指導を行う役割があることを認識の上、監理責任者自ら又は監理団体の役職員が技能実習生に対してパワーハラスメント等に類する言動等を行わないよう、雇用管理上の

限り全ての技能実習生と面談することが望まれます。

- ・ (略)
- ・ 面談において、技能実習生から実習内容や雇用契約の内容について要望や相談があり、その内容が技能実習法違反等の疑いがある場合には速やかに実習実施者に確認し、改善させるとともに、機構に報告する必要があります。

・ (略)

・ (新設)

- ・ 技能実習生から要望や相談が寄せられない場合であっても、面談や監査を通じて、現在の実習の環境が技能実習生にとって大きな負担となっていないかを十分に確認し、負担となっていると判断される場合は、上記と同様の対応を取ることが望まれます。

※ 監理団体は、技能実習生と雇用関係にはないため、技能実習生に対して、パワーハラスメント等の防止について労働施策総合推進法における雇用管理上の措置義務を負うものではありませんが、同法の趣旨を踏まえるとともに、監理団体には技能実習生の保護に関する役割があることを認識の上、監理団体の役職員が技能実習生に対してパワーハラスメント等に類する言動等を行わないよう、雇用管理上の措置の内容を参考にしつつ、適切な対応に努めてください。

<p>措置の内容を参考にしつつ、適切な対応に努めてください。</p> <p>○ 事業所の設備・帳簿書類の確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の設備・帳簿書類の確認に当たっては、例えば以下のような点に留意することが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> - 技能実習計画に記載された機械、器具等の設備を用いて、<u>労働災害の防止に必要な安全衛生上の措置を講じた上で</u>、技能実習計画に記載されたとおりに技能実習が行われていること - 賃金台帳、タイムカードなどから確認できる技能実習生に対して支払われた報酬や労働時間が技能実習計画に記載された内容と合致していること - 技能実習生に対する業務内容・指導内容を記録した日誌から、技能実習生が技能実習計画に記載された業務を行っていること <p>○ 宿泊施設等の生活環境の確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設等の生活環境の確認に当たっては、例えば以下のような点に留意することが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> - 宿泊施設の衛生状況が良好であるか - 宿泊施設の1部屋当たりの実習生数が何名となっているか - 不当に私生活の自由が制限されていないか - <u>鍵の付いた私物保管設備はあるか</u> ・ 宿泊施設が離れた場所で複数に分かれており、毎回全てを確認することが困難な場合には、複数回の定期監査に分けて各宿泊施設を訪れるということでも構いません。その場合においても、複数回の定期監査により全ての宿泊施設を訪れることが望まれます。 	<p>○ 事業所の設備・帳簿書類の確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の設備・帳簿書類の確認に当たっては、例えば以下のような点に留意することが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> - 技能実習計画に記載された機械、器具等の設備を用いて、<u>安全衛生面に配慮して</u>、技能実習計画に記載されたとおりに技能実習が行われていること - 賃金台帳、タイムカードなどから確認できる技能実習生に対して支払われた報酬や労働時間が技能実習計画に記載された内容と合致していること - 技能実習生に対する業務内容・指導内容を記録した日誌から、技能実習生が技能実習計画に記載された業務を行っていること <p>○ 宿泊施設等の生活環境の確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設等の生活環境の確認に当たっては、例えば以下のような点に留意することが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> - 宿泊施設の衛生状況が良好であるか - 宿泊施設の1部屋当たりの実習生数が何名となっているか - 不当に私生活の自由が制限されていないか - <u>(新設)</u> ・ 宿泊施設が離れた場所で複数に分かれており、毎回全てを確認することが困難な場合には、複数回の定期監査に分けて各宿泊施設を訪れるということでも構いません。その場合においても、複数回の定期監査により<u>できる限り</u>全ての宿泊施設を訪れることが望まれます。
--	---

【通し番号】18

【改正箇所】第5章 第2節 第2 (2)臨時監査に関するもの

改正	現行
<p>【留意事項】</p> <p>○ 臨時監査の位置付けについて</p> <ul style="list-style-type: none">・ 実習実施者が法第16条第1項各号(実習認定の取消し事由)のいずれかに該当する疑いがあると監理団体が認めた場合に直ちに行う監査を、便宜上臨時監査と呼んでいます。<u>この臨時に行う監査についても、上記の疑いがある事項を確認するほか、定期監査と同じ項目においても確認することにより、規則第52条第1号に規定する監査の一つとすることができます。</u>したがって、定期監査又は<u>上記臨時監査が3か月以内に行われていけばよく、必ずしも定期監査を3か月に1回以上の頻度で臨時監査とは別に実施しなければいけないわけではありません。</u>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 臨時監査の位置付けについて</p> <ul style="list-style-type: none">・ 実習実施者が法第16条第1項各号(実習認定の取消し事由)のいずれかに該当する疑いがあると監理団体が認めた場合に直ちに行う監査を、便宜上臨時監査と呼んでいます<u>が、</u>この臨時に行う監査についても、規則第52条第1号に規定する監査の一つ<u>です。</u>したがって、<u>直近の</u>定期監査又は臨時監査<u>を行った日から</u>3か月以内に<u>定期監査を行うことが求められるものであり、必ずしも定期監査を3か月に1回以上の頻度で臨時監査とは別に実施しなければいけないわけではありません。</u>

【通し番号】19

【改正箇所】第5章 第2節 第2 (3)訪問指導に関するもの

改正	現行
<p>○ 訪問指導を行った場合は、指導の内容を記録した訪問指導記録書(参考様式第4-10号)を作成し、事業所に備え付けなければなりません。また、この訪問指導の書類の写しは、事業報告書に添付し、年に1度機構の本部事務所の審査課に提出しなければなりません。</p> <p><u>○ 第1号技能実習については、技能実習生を取り巻く環境に大きな変化がある中で行われていることから、訪問指導の際は、実習実施者に対して、技能実習生のメンタルヘルスの配慮に努めているか確認及び指導を行うなど、メンタルヘルスの確保が図られるように特に留意する必要があります。</u></p>	<p>○ 訪問指導を行った場合は、指導の内容を記録した訪問指導記録書(参考様式第4-10号)を作成し、事業所に備え付けなければなりません。また、この訪問指導の書類の写しは、事業報告書に添付し、年に1度機構の本部事務所の審査課に提出しなければなりません。</p> <p>(新設)</p>

【通し番号】20

【改正箇所】第5章 第2節 第2 (7)入国後講習の実施に関するもの

改正	現行
<p>○ 入国後講習を実施する施設は、入国後講習が座学で行われることに照らして、机と椅子が整えられた学習に適した施設で行われなければなりません。このため、監理団体は、通常、同時期に入国した技能実習生を、机と椅子が整えられた学習に適した研修施設に集めて、講習を実施することとなります。</p> <p><u>なお、講習に際しては新型コロナウイルス感染症対策に留意した座席の配置等が求められます。</u></p>	<p>○ 入国後講習を実施する施設は、入国後講習が座学で行われることに照らして、机と椅子が整えられた学習に適した施設で行われなければなりません。このため、監理団体は、通常、同時期に入国した技能実習生を、机と椅子が整えられた学習に適した研修施設に集めて、講習を実施することとなります。</p>

【通し番号】21

【改正箇所】第5章 第2節 第2 (8)技能実習計画の作成指導に関するもの

改正	現行
<p>【留意事項】</p> <p>○ 修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役職員について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有すると認められる技能実習計画作成指導者は、監理団体の役職員(常勤・非常勤は問わない。)であつて、「取扱職種について5年以上の実務経験を有する者」か「<u>旧制度において</u>取扱職種に係る技能実習計画の作成<u>経験</u>を有する者」である必要があります。・ (略)・ 旧制度において取扱職種に係る技能実習計画の作成経験を<u>有する者には、単に</u>補助者として技能実習計画の作成を手伝ったり、助言にとどまる場合は<u>含まれません</u>。・ (略)	<p>【留意事項】</p> <p>○ 修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役職員について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有すると認められる技能実習計画作成指導者は、監理団体の役職員(常勤・非常勤は問わない。)であつて、「取扱職種について5年以上の実務経験を有する者」か「取扱職種に係る技能実習計画作成の<u>指導歴</u>を有する者」である必要があります。・ (略)・ <u>技能実習計画作成の指導歴については、適正に認定された技能実習計画の作成指導経験(旧制度における技能実習計画の作成経験を含む。)があることが必要です(単に補助者として技能実習計画の作成を手伝ったり、助言にとどまる場合には指導歴とみなすことはできません。)</u>。・ (略)

【通し番号】22

【改正箇所】第5章 第2節 第2 (10)人権侵害行為、偽変造文書等の行使等に関するもの

改正	現行
<p>○ 「不正な目的での偽変造文書等の行使等」の代表的な例としては、実習実施者に対する監査を法定基準にのっとり行っていない事実を隠蔽するためや、実習実施者において法令違反が行われていることを認識しつつ技能実習が適正に実施されているかのように<u>見せかけるため、事実とは異なる内容を記載した</u>監査報告書を機構に提出した場合などが考えられます。</p>	<p>○ 「不正な目的での偽変造文書等の行使等」の代表的な例としては、実習実施者に対する監査を法定基準にのっとり行っていない事実を隠蔽する<u>ために作成した監査報告書を機構に提出した場合</u>や、実習実施者において法令違反が行われていることを認識しつつ技能実習が適正に実施されているかのような監査報告書を機構に提出した場合などが考えられます。</p>

【通し番号】23

【改正箇所】第5章 第2節 第2 (12)相談体制の整備等に関するもの

改正	現行
<p>【留意事項】</p> <p>○ 通訳人について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 通訳人は、技能実習生からの相談を母国語で受け付ける役割を担う者ですが、必ずしも監理団体の常勤職員であることまでは求められていません。非常勤の職員が従事することや、通訳業務自体を外部委託することも可能です。ただし、通訳業務を外部に委託したとしても、監理団体の役職員が責任を持って相談に応じなければならないことに変わりはありません。<u>また、中立的な相談応需体制の整備の観点から、実習実施者や送出機関の職員及びその関係者を通訳人とするのは望ましくありません。</u> <p>○ 技能実習生への相談方法等の周知について</p> <ul style="list-style-type: none">・ (略)・ 技能実習生からの相談には、相談しやすい環境をつくるとともに、相談に速やかに対応する<u>ことが重要です。また、監査における面談等を通じて</u>日頃から良好な関係性を築いておくことにより、技能実習生の悩みや体調の変化を把握することが重要です。	<p>【留意事項】</p> <p>○ 通訳人について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 通訳人は、技能実習生からの相談を母国語で受け付ける役割を担う者ですが、必ずしも監理団体の常勤職員であることまでは求められていません。非常勤の職員が従事することや、通訳業務自体を外部委託することも可能です。ただし、通訳業務を外部に委託したとしても、監理団体の役職員が責任を持って相談に応じなければならないことに変わりはありません。 <p>○ 技能実習生への相談方法等の周知について</p> <ul style="list-style-type: none">・ (略)・ 技能実習生からの相談には、相談しやすい環境をつくるとともに、相談に速やかに対応する<u>とともに、</u>日頃から良好な関係性を築いておくことにより、技能実習生の悩みや体調の変化を把握することが重要です。

改正	現行
<p>○ 監理事業を健全に遂行するに当たって、監理団体は、一定程度の財務的基盤を有することが必要です。この点については、監理団体の事業年度末における欠損金の有無、債務超過の有無等から総合的に勘案されることとなります。なお、この事業年度とは、技能実習事業年度を意味するものではありません。</p> <p>※ 債務超過を理由として不許可又は不更新の措置を受けた団体が新たに監理事業の許可申請をする場合は、過去の債務超過を解消していることはもとより、財産的基礎を有することについて明確な見込みがあることが公的資格を有する第三者の書面等で確認できなければ認められません（直近の事業年度に係る財産状況で欠損金がないこと、組合としての事業で一定の期間安定的に運営できていることが確認できることなど、総合的に勘案することとなります。）。</p> <p>○ <u>ア</u>直近の財務諸表(貸借対照表)で債務超過となっていないこと、<u>又</u>は<u>イ</u>直近の財務諸表(貸借対照表)で債務超過となっている場合には、例えば、以下のような措置により、今期の決算における債務超過の解消が確実視されることが必要です。</p> <p>① 増資が実施済みである(登記簿等により確認が出来ること。)</p> <p><u>② 債権者による債権放棄がなされている。</u></p> <p><u>③ 組合費・賦課金による収益、共同事業による収益等により債務超過を解消すること等について、当該団体の総会等決定機関で決定しており、債務超過解消が確約されている。</u></p> <p>※ (略)</p>	<p>○ 監理事業を健全に遂行するに当たって、監理団体は、一定程度の財務的基盤を有することが必要です。この点については、監理団体の事業年度末における欠損金の有無、債務超過の有無等から総合的に勘案されることとなります。なお、この事業年度とは、技能実習事業年度を意味するものではありません。</p> <p>※ 債務超過を理由として不許可又は不更新の措置を受けた団体が新たに監理事業の許可申請をする場合は、過去の債務超過を解消していることはもとより、財産的基礎を有することについて明確な見込みがあることが公的資格を有する第三者の書面で確認できなければ認められません(直近の事業年度に係る財産状況で欠損金がないこと、組合としての事業で一定の期間安定的に運営できていることが確認できることなど、総合的に勘案することとなります。)</p> <p>○ <u>①</u>直近の財務諸表(貸借対照表)で債務超過となっていないこと、<u>または</u><u>②</u>直近の財務諸表(貸借対照表)で債務超過となっている場合には、例えば、以下のような措置により、今期の決算における債務超過の解消が確実視されることが必要です。</p> <p>① 増資が実施済みである(登記簿等により確認が出来ること。)</p> <p><u>② 組合費・賦課金による収益、共同事業による収益等により債務超過を解消すること等について、当該団体の総会等決定機関で決定しており、債務超過解消が確約されている。</u></p> <p>※ (略)</p>

<p>【確認対象の書類】</p> <p>(略)</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 設立後最初の決算期を終了していない法人の申請に係る場合</p> <p>法人成立時の貸借対照表等や<u>入出金の履歴を確認することができるもの</u>を提出することが求められます。</p>	<p>【確認対象の書類】</p> <p>(略)</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 設立後最初の決算期を終了していない法人の申請に係る場合</p> <p>法人成立時の貸借対照表等を提出することが求められます。</p>
---	--

改正	現行
<p data-bbox="245 344 533 376"><外部役員を置く方法></p> <p data-bbox="245 394 783 757">○ 指定外部役員は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの確認を、法人内部から担当する役員であり、監理団体の外部役員の中から指定を受けた者です。過去3年以内に外部役員に対する講習(第8章の主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習)を修了した者でなくてはなりません。</p> <p data-bbox="272 775 352 806">(削除)</p> <p data-bbox="245 1014 296 1046">(略)</p> <p data-bbox="245 1111 639 1142"><外部監査の措置を講じる方法></p> <p data-bbox="245 1160 783 1572">○ 外部監査人は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの監査を、法人外部から実施する者として、監理団体から選任を受けた者であり、法人・個人のいずれでも外部監査人になることが可能です。過去3年以内に外部監査人に対する講習(第8章の主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習)を修了した者でなくてはなりません。</p> <p data-bbox="272 1590 352 1621">(削除)</p>	<p data-bbox="813 344 1101 376"><外部役員を置く方法></p> <p data-bbox="813 394 1351 757">○ 指定外部役員は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの確認を、法人内部から担当する役員であり、監理団体の外部役員の中から指定を受けた者です。過去3年以内に外部役員に対する講習(第8章の主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習)を修了した者でなくてはなりません。</p> <p data-bbox="841 775 1351 900"><u>※ 経過措置は、令和2年3月31日に終了しました。これによりすべての外部役員は講習を受講することが必要となります。</u></p> <p data-bbox="813 1014 865 1046">(略)</p> <p data-bbox="813 1111 1208 1142"><外部監査の措置を講じる方法></p> <p data-bbox="813 1160 1351 1572">○ 外部監査人は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの監査を、法人外部から実施する者として、監理団体から選任を受けた者であり、法人・個人のいずれでも外部監査人になることが可能です。過去3年以内に外部監査人に対する講習(第8章の主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習)を修了した者でなくてはなりません。</p> <p data-bbox="841 1590 1351 1715"><u>※ 経過措置は、令和2年3月31日に終了しました。これによりすべての外部監査人は講習を受講することが必要となります。</u></p>

【通し番号】26

【改正箇所】第5章 第2節 第6 外国の送出国機関に関するもの

改正	現行
<p>○ 監理団体は、外国の送出国機関から取次ぎを受けようとする場合には、当該外国の送出国機関の氏名・名称等について、許可の申請の際に申請書に記載するとともに、当該外国の送出国機関との間で当該取次ぎに係る契約を締結していることが必要となります。その後、取次ぎを受けようとする外国の送出国機関を追加・変更等しようとするときは、変更の届出（法第32条第3項）を行うことが必要となります。<u>なお、取次送出国機関の変更の際には、関係する当事者間（技能実習生・実習実施者・監理団体・変更前後の取次送出国機関等）で争いとなることがないよう、当事者間で事前の同意を得ておくことが望まれます。</u></p>	<p>○ 監理団体は、外国の送出国機関から取次ぎを受けようとする場合には、当該外国の送出国機関の氏名・名称等について、許可の申請の際に申請書に記載するとともに、当該外国の送出国機関との間で当該取次ぎに係る契約を締結していることが必要となります。その後、取次ぎを受けようとする外国の送出国機関を追加・変更等しようとするときは、変更の届出（法第32条第3項）を行うことが必要となります。</p>

【通し番号】27

【改正箇所】第5章 第2節 第7 (4)相談・支援体制に関するもの

改正	現行
<p>○ 「技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること。」については、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情(※)により技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、受入れに協力する旨の機構への登録を現に行っていることを推奨するものです。なお、実習監理を行う実習実施者のうち、機構へ登録した実習実施者の割合が5割以上であるなど、割合によって一定の配点を設けています。</p> <p><u>※ 実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情。</u></p>	<p>○ 「技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること。」については、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情により技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、受入れに協力する旨の機構への登録を現に行っていることを推奨するものです。なお、実習監理を行う実習実施者のうち、機構へ登録した実習実施者の割合が5割以上であるなど、割合によって一定の配点を設けています。</p>

【通し番号】28

【改正箇所】第5章 第2節 第8 監理事業を適正に遂行することができる能力を有するに関するもの

改正	現行
<p>○ 監理団体は、監理事業を適正に遂行することができる能力を有しなければなりません。監理事業について、技能実習法をはじめ、関係する法令に従って遂行するとともに、監理事業の許可を受けた監理団体は、実習実施者に対する監査や技能実習生の相談支援などを行う必要があることから、特に実習実施者との関係で中立的に運営することが必要です。事業が適正に行えるよう、必要な体制も整えなければなりません。</p> <p><u>また、相談応需体制の整備に当たり、実習実施者又は技能実習生のプライバシーが確保されるよう留意する必要があります。</u></p>	<p>○ 監理団体は、監理事業を適正に遂行することができる能力を有しなければなりません。監理事業について、技能実習法をはじめ、関係する法令に従って遂行するとともに、監理事業の許可を受けた監理団体は、実習実施者に対する監査や技能実習生の相談支援などを行う必要があることから、特に実習実施者との関係で「<u>中立的</u>」に運営することが必要です。事業が適正に行えるよう、必要な体制も整えなければなりません。</p>

【通し番号】29

【改正箇所】第5章 第2節 第8 (2)中立的な事業運営ができる体制が確保されていること

改正	現行
<p>○ 監理団体は監理事業として実習実施者に対する監査や技能実習生に対する相談支援を行います。このため、実習実施者との関係で中立的であることが求められます。このための措置として、常勤の監理責任者の責任の下、業務運営を行うこと(法第40条、第5章第17節参照)や外部役員及び外部監査の措置を講じることが法律上也求められています(規則第30条、第5章第2節第5参照)。</p> <p><u>また、相談応需体制の整備に当たり、実習実施者又は技能実習生のプライバシーが確保されるよう留意する必要があります。</u></p> <p>○ (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>○ 監理団体は監理事業として実習実施者に対する監査や技能実習生に対する相談支援を行います。このため、実習実施者との関係で中立的であることが求められます。このための措置として、常勤の監理責任者の責任の下、業務運営を行うこと(法第40条、第5章第17節参照)や外部役員及び外部監査の措置を講じることが法律上也求められています(規則第30条、第5章第2節第5参照)。</p> <p>○ (略)</p> <p><u>○ このため、団体監理型技能実習の場合には、監理団体が実習実施者など構成員(組合員等)と運営が混在しているような状況は適切ではなく、監理団体の事業所は実習実施者の事業所と独立していることが外形上也分かる形で整備されていることが必要です。</u></p> <p><u>例えば、実習実施者等の事務所の一部を事業所とすることや、実習実施者等の事務所や作業場所等を通さなければ事業所に入室できないような場合は、監理団体の事業所が独立しているとは認められません。</u></p>

改正	現行
<p>○ また、監理事業を行う事業所について、所在地、構造、設備、面積等が、以下の要件を満たしていることが、監理事業を適正に遂行する観点から求められます。</p> <p>① 所在地が適切であること</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制する風俗営業や性風俗関連特殊営業等が密集するなど、監理事業の運営に好ましくない場所がないこと。</p> <p><u>所在地が適切であるか否かは、事業所の置かれた状況により、総合的に判断されますが、例えば、同一の建物内に風俗店が存在している場合や、事業所に風俗店が隣接している場合など、そうした立地が原因で技能実習生の相談支援等の監理団体の果たすべき責務を適正に行えない場合には、監理事業の運営に好ましくない場所であると考えられます。</u></p> <p>② 名称が適切であること</p> <p><u>監理事業を行う事業所の名称(愛称等も含む。)が、利用者に機構その他公的機関と誤認させるものでないこと。</u></p> <p>③ 事業所の設置が適切であること</p> <p><u>上記(2)の趣旨を踏まえ、以下の事項を満たすことが必要となります。</u></p> <p><u>ア プライバシーが確保されていること</u> <u>： 監理団体の事業所が、他の事業者の事業所と混在していないこと。</u></p>	<p>○ また、監理事業を行う事業所について、所在地、構造、設備、面積等が、以下の要件を満たしていることが、監理事業を適正に遂行する観点から求められます。</p> <p>① 所在地が適切であること</p> <ul style="list-style-type: none"> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制する風俗営業や性風俗関連特殊営業等が密集するなど、監理事業の運営に好ましくない場所がないこと。 <p>例えば、同一の建物内に風俗店が存在している場合は、<u>同建物全体の床面積の過半数を風俗店が占めている、又は、同建物全体の店舗数の過半数を風俗店が占めている場合には、風俗店が密集している場所</u>と考えられます。</p> <p><u>また、監理事業を行う事業所の建物と風俗店の建物が別である場合であっても、監理事業を行う事業所の建物の両隣が双方ともに建物全体の店舗数の過半数を風俗店が占めている建物である場合には、風俗店が密集している場所とみなされます。</u></p> <p>(新設)</p> <p>② 事業所として適切であること</p> <ul style="list-style-type: none"> プライバシーを保護しつつ団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対応することが可能であること。 <p>具体的には、個室の設置、パーティション等での区分により、プライバシーを保護</p>

団体監理型技能実習の場合には、監理団体の事業所が他の事業者の事業所と混在している状況は適切ではないため、監理団体が占有するスペースに、他者が了解を得ずに立ち入ることのないよう、監理団体の事業所は他の事業者の事業所とは独立していることが外形上も分かる形で整備されていることが必要です。

例えば、他の事業者の事務所の一部を監理団体の事業所とすることや、他の事業者の事務所や作業場所等を通してなければ監理団体の事業所に入室できないような場合は、監理団体の事業所が独立しているとは認められません。

また、実習実施者等の事業所が隣接している場合には、単に上記のように独立しているだけでは足りず、相談に際して技能実習生が不利益な取扱いを受けるおそれがないよう、例えば、双方の事業所への入室の動線が重ならないようにすることや予約制、近隣の貸部屋の確保等の措置を講ずることなどが求められます。

- ・ プライバシーを保護しつつ団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対応することが可能であること。

具体的には、相談応需対応を行う場所について、個室の設置、パーティション等での区分(実習実施者等の事業所と隣接している場合は、上記の措置を講ずることも含む。)により、プライバシーを保護しつつ団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対応することが可能である構造を有すること。

しつつ団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対応することが可能である構造を有すること。

ただし、上記の構造を有することに代えて、以下の(a)又は(b)のいずれかによっても、この要件を満たしているものと認めること。

(a) 予約制、近隣の貸部屋の確保等により、他の団体監理型実習実施者等又は 団体監理型技能実習生等と同室にならずに対面で技能実習に関する職業紹介を行うことができるような措置を講じること。

(b) 事業所の面積がおおむね20㎡以上であること。

・ 監理事業を行う事業所の名称(愛称等も含む。)が、利用者に機構その他公的機関と誤認させるものでないこと。

・ 事業所は、団体監理型実習実施者等が所有する建物等に設置しないこと。

なお、団体監理型実習実施者等が所有する建物等にやむを得ず事業所を設置する場合には、適切な賃貸契約を締結するとともに、当該団体監理型実習実施者等に対する監理事業(技能実習生のあつせんを含む)について、別の監理団体で行うことが適切です。また、同じ建物内に設置する場合は、入り口を実習実施者等の事務所とは別にする、実習実施者等の事務所とは施錠可能な扉や壁で区切るなど、独立した構造である必要があります。

ただし、上記の構造を有しない場合でも、予約制、近隣の貸部屋の確保等により、他の団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等と同室にならずに対面で技能実習に関する職業紹介を行うことができるような措置を講じている場合は、この要件を満たしているものと認めること。

イ 便宜供与を受けていないこと

・ 事業所は、団体監理型実習実施者等又はこれらと密接な関係を有する者が所有する建物等に設置しないこと。

これらの者が所有する建物等にやむを得ず業所を設置する場合には、当該団体監理型実習実施者等に対する監理事業（技能実習生のあつせんを含む）について、別の監理団体で行うことが必要です。

その上で、プライバシーの確保に関する措置については、入り口を実習実施者等の事務所とは別にする、実習実施者等の事務所とは施錠可能な扉や壁で区切るなど、独立した構造である必要があります。

・ 事業所に関する賃貸借契約を締結する際には、団体監理型実習実施者等又はこれらと密接な関係を有する者を連帯保証人にしないこと。

・ 事業所について無償又は安価に提供を受けるなど、金銭以外の手段により便宜を受けていないこと。

ウ 事業所の面積がおおむね20㎡以上であること

【通し番号】31

【改正箇所】第5章 第4節 職業安定法の特例及び同法の適用により監理団体等が講ずべき措置
(技能実習法第27条)

改正	現行
<p>【留意事項】</p> <p>○ 職業安定法上の許可又は届出の取扱いについて</p> <p>技能実習法に基づく監理団体の許可を受けた場合には、技能実習に関する雇用関係の成立のあつせんは、職業安定法上の許可を受け又は届出をしなくとも実施可能となります。また、技能実習法の施行前に、技能実習に関する雇用関係の成立のあつせんのみを目的に職業安定法上の許可を受け又は届出をしている場合は、職業安定法上の許可又は届出については、日本人の職業紹介を別途行うといった事情が特段ない場合には、職業安定法上の規定に基づき廃止届出を提出<u>する</u>ことが可能となります。なお、廃止届出をしない場合には、職業安定法により職業紹介事業者に対して課されている義務(例:事業報告書の提出)が、引き続き課されることとなります。</p> <p>○ 船員職業安定法上の許可の取扱いについて</p> <p>技能実習法に基づく監理団体の許可を受けた場合においても、法律上、船員職業安定法の特例は設けられていませんので、船員職業安定法上の許可は別途取得<u>する</u>ことが必要です。これは、海上労働の特殊性(長期間の孤立性、陸上の支援・保障を受けられない自己完結性、危険性、職住一致等)を有する船員の利益を確保するために、別途国土交通大臣からの許可を得<u>る</u>ことを求めているものです。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 職業安定法上の許可又は届出の取扱いについて</p> <p>技能実習法に基づく監理団体の許可を受けた場合には、<u>法律上</u>、技能実習に関する雇用関係の成立のあつせんは、職業安定法上の許可を受け又は届出をしなくとも実施可能となります。また、技能実習法の施行前に、技能実習に関する雇用関係の成立のあつせんのみを目的に職業安定法上の許可を受け又は届出をしている場合は、職業安定法上の許可又は届出については、日本人の職業紹介を別途行うといった事情が特段ない場合には、職業安定法上の規定に基づき廃止届出を提出<u>いた</u><u>だ</u><u>く</u>ことが可能となります。なお、廃止届出をしない場合には、職業安定法により職業紹介事業者に対して課されている義務(例:事業報告書の提出)が、引き続き課されることとなります。</p> <p>○ 船員職業安定法上の許可の取扱いについて</p> <p>技能実習法に基づく監理団体の許可を受けた場合においても、法律上、船員職業安定法の特例は設けられていませんので、船員職業安定法上の許可は別途取得<u>して</u><u>頂</u><u>く</u>ことが必要です。これは、海上労働の特殊性(長期間の孤立性、陸上の支援・保障を受けられない自己完結性、危険性、職住一致等)を有する船員の利益を確保するために、別途国土交通大臣からの許可を得<u>て</u><u>頂</u><u>く</u>ことを求めているものです。</p>

改正	現行
<p>○ 「講習費」は、入国前講習及び入国後講習に要する費用が該当します。講習費に含まれる費用としては、例えば、監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、講習手当、入国前・<u>入国後</u>講習委託費等が挙げられます。</p> <p>○ (略)</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 監理費が実費であることについて 監理費の額については、職業紹介費、講習費、監査指導費及びその他諸経費のいずれの種類においても、規則第37条において実費に限る旨の規定がされているため、それぞれについて、徴収額と支出額が一致することが原則であることに留意する必要があります。</p> <p><u>あらかじめ監理費を徴収した場合において、徴収した額が、急な出費に必要な額として預託した額を上回るときは、当該額については、決算後に精算することや、監理費として徴収する額を減額するなどの手法により実習実施者に対して返還することが求められます。</u></p> <p>○ 送出機関へ支払う費用について 監理費は<u>あらかじめ</u>用途及び金額を明示して徴収したものであることから、一旦徴収した送出管理費は全額を送出機関へ支払う必要があり、技能実習生の途中帰国や失踪等を理由に送出管理費を減額して支払うことはできません。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 監理費管理簿について 監理費管理簿は監理費の収支を明らかに<u>するために作成する</u>ものですが、同時に事業</p>	<p>○ 「講習費」は、入国前講習及び入国後講習に要する費用が該当します。講習費に含まれる費用としては、例えば、監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、講習手当、入国前講習委託費等が挙げられます。</p> <p>○ (略)</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 監理費が実費であることについて 監理費の額については、職業紹介費、講習費、監査指導費及びその他諸経費のいずれの種類においても、規則第37条において実費に限る旨の規定がされているため、それぞれについて、徴収額と支出額が一致することが原則であることに留意する必要があります。</p> <p>○ 送出機関へ支払う費用について 監理費は<u>予め</u>用途及び金額を明示して徴収したものであることから、一旦徴収した送出管理費は全額を送出機関へ支払う必要があり、技能実習生の途中帰国や失踪等を理由に送出管理費を減額して支払うことはできません。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 監理費管理簿について 監理費管理簿は監理費の収支を明らかに作成<u>いただく</u>ものですが、同時に事業報告書</p>

<p>報告書の「14 監理費徴収実績」部分を明らかにするものでもありますので、監理費管理簿の「対象期間」は、事業報告書の「報告対象技能実習事業年度〈毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるもの〉」と合わせることが望まれます。</p>	<p>の「14 監理費徴収実績」部分を明らかにするものでもありますので、監理費管理簿の「対象期間」は、事業報告書の「報告対象技能実習事業年度〈毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるもの〉」と合わせることが望まれます。</p>
---	--

改正	現行
<p>○ 監理団体の許可には条件を付されることがあります。付される条件の具体例としては、例えば以下のものが挙げられます。</p> <p>① 取扱職種の範囲等に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実習監理をする団体監理型技能実習の取扱職種は、適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点からの指導を担当する技能実習計画の作成指導者が在籍する職種の範囲に限る。」(監理団体の役職員に技能実習計画の作成指導者として、技能実習生に修得等をさせようとする技能等について一定の経験や知識がある者が在籍していなければならないという趣旨(規則第52条第8号参照)) <p>※ 監理団体は、その法人形態によって実習監理を受ける団体監理型実習実施者が監理団体の組合員や会員等である場合に限っているものがあり、取扱職種を営む実習実施者が監理団体に加入することができるよう、法人の定款等で明らかにする必要があります(規則第29条第1項参照)。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 監理団体の許可に、条件が付される場合には、監理団体許可証にその内容が記載されます。記載事項が長文になる場合には、別紙により条件が指定されることもあります。</p> <p><u>○ 許可条件に反した場合は、監理団体の許可取消し等の処分の対象となることがあります。</u></p>	<p>○ 監理団体の許可には条件を付されることがあります。付される条件の具体例としては、例えば以下のものが挙げられます。</p> <p>① 取扱職種の範囲等に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実習監理をする団体監理型技能実習の取扱職種は、適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点からの指導を担当する技能実習計画の作成指導者が在籍する職種の範囲に限る。」(監理団体の役職員に技能実習計画の作成指導者として、技能実習生に修得等をさせようとする技能等について一定の経験や知識がある者が在籍していなければならないという趣旨(規則第52条第8号参照)) <p>※ 監理団体は、その法人形態によって実習監理を受ける団体監理型実習実施者が監理団体の組合員や会員等である場合に限っているものがあり、取扱職種を営む実習実施者が監理団体に加入することができるよう、法人の定款上明らかである必要があります(規則第29条第1項参照)。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 監理団体の許可に、条件が付される場合には、監理団体許可証にその内容が記載されます。記載事項が長文になる場合には、別紙により条件が指定されることもあります。</p> <p>(新設)</p>

【通し番号】34

【改正箇所】第5章 第9節 第1 変更の許可に関する事項

改正	現行
<p>○ 事業の区分を変更しようとする監理団体は、事業区分変更許可申請書及び許可証書換申請書(省令様式第16号)を機構の本部事務所の審査課に提出し、事業区分の変更の許可を受けなければなりません。事業の区分の変更には、特定監理事業の許可を受けた監理団体が優良な監理団体の要件を満たしたとして事業区分を一般監理事業に変更しようとする場合、一般監理事業の許可を受けた監理団体が優良な監理団体の要件を満たさなくなったとして事業区分を特定監理事業に変更しようとする場合が想定されています。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ また、監理事業計画書(省令様式第12号)については、監理事業を行う事業所ごとに提出が必要で<u>す。したがって、</u>事業所が複数ある場合には、当該事業所の数に<u>応じて</u>提出しなければなりません。</p>	<p>○ 事業の区分を変更しようとする監理団体は、事業区分変更許可申請書及び許可証書換申請書(省令様式第16号)を機構の本部事務所の審査課に提出し、事業区分の変更の許可を受けなければなりません。事業の区分の変更には、特定監理事業の許可を受けた監理団体が優良な監理団体の要件を満たしたとして事業区分を一般監理事業に変更しようとする場合、一般監理事業の許可を受けた監理団体が優良な監理団体の要件を満たさなくなったとして事業区分を特定監理事業に変更しようとする場合の<u>2つの場合</u>が想定されています。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ また、監理事業計画書(省令様式第12号)については、監理事業を行う事業所ごとに提出が必要で<u>あり、</u>事業所が複数ある場合には、当該事業所の数<u>だけ作成して</u>提出しなければなりません。</p>

【通し番号】35

【改正箇所】第5章 第9節 第2 変更の届出に関する事項

改正	現行
表 監理団体の変更届出	表 監理団体の変更届出
項目番号欄	項目番号欄
10	10
添付資料欄	添付資料欄
【職種・ <u>作業</u> を追加する場合】	【職種を追加する場合】
・定款	・定款
・計画作成指導者の履歴書	・計画作成指導者の履歴書
特記事項欄	特記事項欄
<u>作業のみ新たに追加する場合も届出が必要。</u>	(新設)
項目番号欄	項目番号欄
11	11
添付資料欄	添付資料欄
【職種・ <u>作業</u> を追加する場合】	【職種を追加する場合】
・定款	・定款
・計画作成指導者の履歴書	・計画作成指導者の履歴書
項目番号欄	項目番号欄
12	12
添付資料欄	添付資料欄
【新規事業所開設の場合】	【新規事業所開設の場合】
・事業計画書	・事業計画書
・業務運営規程の写し	・業務運営規程の写し
・個人情報適正管理規定の写し	・個人情報適正管理規定の写し
・新設する事業所の使用権を証する書類(不動産の登記事項証明書又は不動産賃貸借(使用賃借)契約書の写し)	・ <u>最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書(納税地の所轄税務署長に提出したもの。)</u>
・監理責任者の住民票の写し	・ <u>最近の事業年度における法人税の確定申告書⑨の写し(納税地の所轄税務署の受理印のあるものに限る。法人税法施行規則別表1及び4は、必ず提出すること。)</u>
・監理責任者の履歴書	・ <u>納税証明書(国税通則法施行令第41条第1項第3号ロに係る同施行規則別表第8号様式(その2)による法人の最近の事業年度にお</u>
・監理責任者の就任承諾書及び誓約書の写し	
・監理責任者講習受講証明書(受講日が届出日前3年以内のもの)	

	<p><u>ける所得金額に関するもの。)</u></p> <ul style="list-style-type: none">・新設する事業所の使用権を証する書類(不動産の登記事項証明書又は不動産賃貸借(使用賃借)契約書の写し)・監理責任者の住民票の写し・監理責任者の履歴書・監理責任者の就任承諾書及び誓約書の写し・監理責任者講習受講証明書(受講日が届出日前3年以内のもの)
--	---

改正	現行
<p>○ 次段階の技能実習に移行予定の技能実習生が、現在の技能実習期間の満了前に次段階の技能実習に係る在留資格変更許可を受ける場合も、早期に移行した日数の分、全体の技能実習期間が短縮されることとなりますが、この場合も、参考様式(第1-41号)等により、技能実習生の同意が得られていれば、技能実習実施困難時届出書の提出は不要です。</p> <p>○ <u>技能実習生が妊娠、出産等したことを理由とする解雇その他不利益な取扱いは、男女雇用機会均等法違反となります。妊娠・出産による中断等、技能実習を継続することができなくなった場合には、技能実習実施困難時届出書の提出が必要ですが、その際、監理団体・実習実施者は技能実習生向けリーフレット</u> (https://www.otit.go.jp/info_kanri/)等を活用して、以下の事項について分かりやすく説明するなどし、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応が求められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ： <u>母子健康手帳の交付、病院や市町村の窓口、技能実習生の定期的な病院受診の手続の説明や支援等</u> ： <u>技能実習を最後まで行えることの説明(地方出入国在留管理局で在留資格に係る相談ができることを含む。)、技能実習の継続の意思の確認、日本での出産希望の確認等</u> ： <u>技能実習生が帰国して母国で出産を希望する場合は、実習の再開の時期や手続の説明等</u> ： <u>出産育児一時金の支給、健康保険の出産手当金の支給の説明、産前産後休暇等の説明等</u> 	<p>○ 次段階の技能実習に移行予定の技能実習生が、現在の技能実習期間の満了前に次段階の技能実習に係る在留資格変更許可を受ける場合も、早期に移行した日数の分、全体の技能実習期間が短縮されることとなりますが、この場合も、参考様式(第1-41号)等により、技能実習生の同意が得られていれば、技能実習実施困難時届出書の提出は不要です。</p> <p>(新設)</p>

【通し番号】37

【改正箇所】第5章 第14節 第1 許可の取消し等に関する事項

改正	現行
<p>○ 監理団体の許可が取り消されると、監理事業を行うことができなくなり、現在受け入れている技能実習生の実習監理も継続できなくなります。また、許可の取消しを受けた旨が公示されることとなり、不適正な受入れを行っていることが周知の事実となるほか、取消しの日から5年間は新たな監理団体の許可が受けられなくなります(法第26条第2号)。</p> <p><u>なお、取消しを受けた監理団体は、実習実施者が他の監理団体へ円滑に変更できるよう協力する必要があるとともに、後継の監理団体が実習監理契約を結ぶまでは、規則第12条第1項第6号及び第52条第9号に基づく技能実習生の帰国旅費負担及び帰国が円滑になされるよう必要な措置(以下「帰国担保措置」という。)を講ずる義務を負うことに留意してください。</u></p> <p>(略)</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ 監理団体の許可の取消しが行われた場合にあっては、原則として、対象となる監理団体が実習監理する全ての技能実習生について、当該監理団体の実習監理の下では実習を継続することができないこととなります。</p> <p>そのため、技能実習生が同一の実習実施者で引き続き実習を継続するためには、当該実習実施者が他の監理団体に監理団体を変更することが必要となります。その場合、新たな監理団体の指導を受けて、技能実習計画の変更の認定を受けることが必要となります。<u>取消しを受けた監理団体は、実習実施者が他の監理団体へ円滑に変更できるよ</u></p>	<p>○ 監理団体の許可が取り消されると、監理事業を行うことができなくなり、現在受け入れている技能実習生の実習監理も継続できなくなります。また、許可の取消しを受けた旨が公示されることとなり、不適正な受入れを行っていることが周知の事実となるほか、取消しの日から5年間は新たな監理団体の許可が受けられなくなります(法第26条第2号)。</p> <p>(略)</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ 監理団体の許可の取消しが行われた場合にあっては、原則として、対象となる監理団体が実習監理する全ての技能実習生について、当該監理団体の実習監理の下では実習を継続することができないこととなります。</p> <p>そのため、技能実習生が同一の実習実施者で引き続き実習を継続するためには、当該実習実施者が他の監理団体に監理団体を変更することが必要となります。その場合、新たな監理団体の指導を受けて、技能実習計画の変更の認定を受けることが必要となります。</p>

う、必要な協力を行ってください。

監理団体許可が取り消された場合であっても、帰国旅費負担及び帰国担保措置の義務を引き続き負います。技能実習生の帰国に支障を来さないようにするために、帰国旅費の全額を負担し、帰国担保措置として、技能実習生が帰国するまでの間、生活面等で困ることがないよう、技能実習生が置かれた状況に応じて、その支援を行うことが必要です。これは、帰国予定の技能実習生が、帰国が困難である等の事情により他の在留資格に変更された場合であっても同様です。なお、取消しを受けた監理団体と後継の監理団体が協議の上、後継の監理団体が帰国費用の負担や帰国するまでの間の帰国担保措置を行うこととしても差し支えありません。

(略)

(略)

改正	現行
<p>○ 監理責任者は、法第40条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を統括管理するために、下記の①～③の条件を満たす監理事業を行う事業所ごとに選任された者でなくてはなりません。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 過去3年以内に監理責任者に対する講習(第8章の主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習)を修了した者</p> <p>※ (削除)</p> <p>※ (略)</p> <p>※ 「常勤」とは、出勤日数や勤務時間に定めはありませんが、<u>例えば</u>監理団体のみに雇用され、常時、監理事業を行える状態にあるなど、当該監理団体の業務に専念していることを言います。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 監理団体は、是正指示を行った場合において、当該是正指示が労働基準関係法令を含むものであるときには当該監理団体の所在地を管轄する労働基準監督署に対して、その他のときには当該所在地を管轄する都道府県労働局職業安定部訓練課(室)に対してそれぞれ通報(任意様式)しなければなりません。この通報については、監理団体の指導の下で、実習実施者に改善に向けた取組を行わせることが求められるものであり、当該通報を受けた行政機関は当該指導が不適切であると判断する場合等に当該監理団体に対して指導を行うこととなります。</p>	<p>○ 監理責任者は、法第40条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を統括管理するために、下記の①～③の条件を満たす監理事業を行う事業所ごとに選任された者でなくてはなりません。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 過去3年以内に監理責任者に対する講習(第8章の主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習)を修了した者</p> <p>※ <u>③については、経過措置が、令和2年3月31日に終了しました。これによりすべての監理責任者は期限までに③の条件を満たす必要があります。</u></p> <p>※ (略)</p> <p>※ 「常勤」とは、出勤日数や勤務時間に定めはありませんが、監理団体のみに雇用され、常時、監理事業を行える状態にあるなど、当該監理団体の業務に専念していることを言います。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 監理団体は、是正指示を行った場合において、当該是正指示が労働基準関係法令を含むものであるときには当該監理団体の所在地を管轄する労働基準監督署に対して、その他のときには当該所在地を管轄する都道府県労働局職業安定部訓練課(室)に対してそれぞれ通報(任意様式)しなければなりません。この通報については、監理団体の指導の下で、実習実施者に改善に向けた取組を行わせることが求められるものであり、当該通報を受けた行政機関は当該指導が不適切であると判断する場合等に当該監理団体に対して指導を行うこととなります。</p>

なお、技能実習法令にも違反する場合であって、実習実施者が法第 16 条第 1 項各号のいずれかに該当する疑いがあると監理団体が認めた場合は、臨時監査を実施し、監査報告書によりとりまとめの上機構に対して報告する必要があります。

【通し番号】39

【改正箇所】第5章 第19節 監査報告及び事業報告(技能実習法第42条)

改正	現行
<p>○ 監理団体は、実習監理を行う団体監理型実習実施者について監査(規則第52条第1号の監査のほか、同条第2号の臨時監査も含みます。)を行ったときは、当該監査の終了後遅滞なく、監査報告書(省令様式第22号)を作成の上、監査対象の実習実施者の住所地(法人の場合にあつては当該法人の本店の所在地)を管轄する機構の地方事務所・支所の指導課に<u>2か月以内に</u>提出しなければなりません。</p>	<p>○ 監理団体は、実習監理を行う団体監理型実習実施者について監査(規則第52条第1号の監査のほか、同条第2号の臨時監査も含みます。)を行ったときは、当該監査の終了後遅滞なく、監査報告書(省令様式第22号)を作成の上、監査対象の実習実施者の住所地(法人の場合にあつては当該法人の本店の所在地)を管轄する機構の地方事務所・支所の指導課に提出しなければなりません。</p>

【通し番号】40

【改正箇所】第5章 第21節 第1 吸収合併の場合の取扱い

改正	現行
<p>○ 新規に監理団体の許可申請を要しない場合は以下のとおりです。</p> <p>合併前に存続法人が監理団体の許可を受けている場合であって、合併後に存続法人が監理事業を行おうとするときは、新規の監理団体の許可申請を行う必要はありません(存続法人が一般監理事業を行っている場合も同様に、改めて一般監理事業の申請を行う必要はありません。)。なお、合併により法人の名称等に変更がある場合や監理事業所が増減する場合には、変更の届出を行う必要があります。</p>	<p>○ 新規に監理団体の許可申請を要しない場合は以下のとおりです。</p> <p>合併前に存続法人が監理団体の許可を受けている場合であって、合併後に存続法人が監理事業を行おうとするときは、新規の監理団体の許可申請を行う必要はありません(存続法人が一般監理事業を行っている場合も同様に、改めて一般監理事業の申請を行う必要はありません。)。なお、合併により法人の名称等に変更がある場合には、変更の届出を行う必要があります。</p>

【通し番号】41

【改正箇所】第7章 第1節 指導及び助言等(技能実習法第 50 条)

改正	現行
<p>○ この実習実施者や監理団体による相談応需・情報提供等に加え、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣も、技能実習生の相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことが求められています。具体的には、機構において、母国語による相談窓口(電話、メール等)を整備し、日本で生活をするに当たって生ずる様々な問題や職場で技能実習を行うに当たって生ずる様々な問題について対応しています。</p> <p><u>また、母国語による相談窓口の中に、暴行や脅迫等の緊急案件に関する専用相談窓口として「技能実習SOS・緊急相談専用窓口」を設けています。窓口への連絡は、母国語相談窓口の各言語の電話番号(下表参照)にコールし、アナウンスのあと「1」を押すことにつながります。</u></p>	<p>○ この実習実施者や監理団体による相談応需・情報提供等に加え、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣<u>自ら</u>も、技能実習生の相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことが求められています。具体的には、機構において、母国語による相談窓口(電話、メール等)を整備し、日本で生活をするに当たって生ずる様々な問題や職場で技能実習を行うに当たって生ずる様々な問題について対応しています。</p>

【通し番号】42

【改正箇所】第7章 第2節 連絡調整等(技能実習法第51条)

改正	現行
<p>○ なお、機構では、やむを得ない事情(※)で技能実習の実施が困難となった技能実習生を受け入れていただける監理団体及び実習実施者を募集しておりますので、御検討、御協力いただける方は、機構本部の技能実習部援助課(援助・相談班)に、御相談ください。</p> <p><u>※ 実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情。</u></p>	<p>○ なお、機構では、やむを得ない事情で技能実習の実施が困難となった技能実習生を受け入れていただける監理団体及び実習実施者を募集しておりますので、御検討、御協力いただける方は、機構本部の技能実習部援助課(援助・相談班)に、御相談ください。</p>

【通し番号】43

【改正箇所】第8章 第2節 手続関係

改正	現行
<p>第1 養成講習機関の新規募集</p> <p>○ 養成講習機関の募集は、2年ごとに行います。</p> <p>※ 次の募集時期は令和<u>5</u>年12月1日から令和<u>5</u>年12月27日までとする予定です。</p>	<p>第1 養成講習機関の新規募集</p> <p>○ 養成講習機関の募集は、2年ごとに行います。</p> <p>※ 次の募集時期は令和<u>3</u>年12月1日から令和<u>3</u>年12月27日までとする予定です。</p>

改正	現行
<p>第3 養成講習の実施方法等</p> <p>(1) 養成講習の開催</p> <p>○ 令和4年度より、<u>初回の講習、更新時講習</u> (3年ごとの更新のために受講する2回目以降の養成講習)のいずれについてもオンラインの非対面方式で実施いただくことが可能となりました(オンラインの非対面方式で実施する場合の要件等については、後記第8節に定めております。)。この場合、上記のエリアに関係なく講習を実施することができます。</p> <p>(注1)～(※) (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>(2) 養成講習の日程等</p> <p>○ 令和4年度にオンラインの非対面方式で養成講習を実施する場合、主務省庁に事前に連絡するとともに、当該日程について養成講習機関のHPに掲載された養成講習実施日程書(参考様式第5-3号、第5-4号)を更新します。</p> <p>○ 養成講習機関は、養成講習実施日程書のHPへの掲載に当たり、講習の開催場所ごとに講習会場番号を発行してください。</p> <p>※ 講習会場番号は、1の講習に対して1つ発行し、「養成講習機関番号(3桁)+西暦下2桁+月日(4桁)+都道府県番号(2桁)+当該月・都道府県における開催状況(001～999、3桁)」の計12桁により設定します。</p> <p>オンラインの非対面方式で開催するもの</p>	<p>第3 養成講習の実施方法等</p> <p>(1) 養成講習の開催</p> <p>○ 令和3年度より、3年ごとの更新のために受講する2回目以降の養成講習(以下、「<u>更新時講習</u>」という。)については、オンラインの非対面方式で実施いただくことも可能となりました(オンラインの非対面方式で実施する場合の要件等については、後記第8節に定めております。)。この場合、上記のエリアに関係なく講習を実施することができます。</p> <p>(注1)～(※) (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>(2) 養成講習の日程等</p> <p>○ 令和3年度にオンラインの非対面方式で養成講習を実施する場合、主務省庁に事前に連絡するとともに、当該日程について養成講習機関のHPに掲載された養成講習実施日程書(参考様式第5-3号、第5-4号)を更新します。</p> <p>○ 養成講習機関は、養成講習実施日程書のHPへの掲載に当たり、講習の開催場所ごとに講習会場番号を発行してください。</p> <p>※ 講習会場番号は、1の講習に対して1つ発行し、「養成講習機関番号(3桁)+西暦下2桁+月日(4桁)+都道府県番号(2桁)+当該月・都道府県における開催状況(001～999、3桁)」の計12桁により設定します。</p> <p>オンラインの非対面方式で開催するもの</p>

については、都道府県番号を「00」としてください。

については、都道府県番号を「00」として、当月分・都道府県における開催状況
(001～999、3桁)については都道府県で
の開催分と合わせた通し番号とします。

改正	現行
<p>○ オンラインの非対面方式で講習を実施する場合には、以下の要件を満たさなければなりません。</p> <p>① 講義については、事前に録画した映像を再生することは認められず、音声と映像を伴うシステムを用いることにより、講師と受講者が同時に双方向で意思疎通する方法により実施すること。</p> <p>② WEB 画面上において、写真付きの身分証明書等により本人確認を行うこと。</p> <p>③ 配布するテキストは印刷したものを事前に郵送するか、PDF 等の電子媒体をメール等で送付すること。</p> <p>④ 対面式と同様に理解度テストを実施すること。実施方法については、当面の間は、試験問題をメッセージに添付する等により配布し、試験時間終了時に回答用紙を撮影した写真や回答の電子データを提出させる方法を取ることとしても構わないが、オンラインでの選択式テストの実施を検討すること。</p> <p>⑤ 不正受講防止、受講態度不良者への注意喚起等の観点から、講師とは別に受講者を写したモニターを常時確認する補助者を配置すること。</p> <p>⑥ 不正受講防止等の観点から、非対面方式で実施する場合の受講者数は30名程度を上限とすること。</p>	<p>○ オンラインの非対面方式で更新時講習を実施する場合には、以下の要件を満たさなければなりません。</p> <p>① <u>非対面方式での受講は、更新時講習の場合に限られること。</u></p> <p>② 講義については、事前に録画した映像を再生することは認められず、音声と映像を伴うシステムを用いることにより、講師と受講者が同時に双方向で意思疎通する方法により実施すること。</p> <p>③ WEB 画面上において、写真付きの身分証明書等により本人確認を行うこと。</p> <p>④ 配布するテキストは印刷したものを事前に郵送するか、PDF 等の電子媒体をメール等で送付すること。</p> <p>⑤ 対面式と同様に理解度テストを実施すること。実施方法については、当面の間は、試験問題をメッセージに添付する等により配布し、試験時間終了時に回答用紙を撮影した写真や回答の電子データを提出させる方法を取ることとしても構わないが、オンラインでの選択式テストの実施を検討すること。</p> <p>⑥ 不正受講防止、受講態度不良者への注意喚起等の観点から、講師とは別に受講者を写したモニターを常時確認する補助者を配置すること。</p> <p>⑦ 不正受講防止等の観点から、非対面方式で実施する場合の受講者数は30名程度を上限とすること。</p>

改正	現行
<p data-bbox="240 342 638 376"><u>第5節 人身取引事案への対応</u></p> <p data-bbox="240 392 786 947">○ <u>日本政府全体として、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向けた取組を進めています。技能実習生についても、人身取引の被害者となる可能性があることから、実習実施者・監理団体両者共に、人身取引対策につき理解を深め、適切に対応いただく必要があります。特に、実習実施者を監理する立場の監理団体は、人身取引被害者の可能性がある技能実習生を発見した場合は、速やかに機構地方事務所へ連絡していただきますよう、お願いします。</u></p> <p data-bbox="240 1010 786 1283">○ <u>人身取引について、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（以下、「人身取引議定書」という。）第3条は、次のとおり定義しています。</u></p> <p data-bbox="268 1299 786 1713">① <u>「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。</u></p> <p data-bbox="295 1729 786 1955">搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。</p> <p data-bbox="268 1971 786 2004">② ①に規定する手段が用いられた場合</p>	<p data-bbox="825 342 909 376">(新設)</p>

には、人身取引の被害者が①に規定する搾取について同意しているか否かを問わない。

③・④ (略)

○ 人身取引議定書の定義にあるとおり、売春などの性的な搾取のみならず、労働搾取も人身取引に該当し、性別や国籍を問わず、被害者となり得ます。また、人身取引の行為には、人の「売買」に限らず、弱い立場にあることにつけ込んだりして被害者を支配下に置くなどの行為も含まれ、暴力、脅迫、詐欺などの手段が用いられた場合には、被害者が搾取に同意していたとしても、人身取引に該当する可能性があります。

※ 「人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策に関する取組について(年次報告)」で掲載された事例((注)技能実習生が被害者と認定された事案ではありません。)

事例 1

・ 被疑者らは、同人らが経営する飲食店で稼働していた男性に対し、日常的に暴力を振るい、低賃金での長時間労働を強いるなどし、強制的に労働をさせていたもの。

沖縄県警察において被疑者らを労働基準法違反、傷害等で逮捕。

事例 2

・ 被疑者らは、フィリピン国内においてダンサーとして募集した被害女性(フィリピン人)6名を興行の在留資格で来日させ、入国後は旅券を取り上げるなどした上、被疑者が経営する社

交飲食店のホステスとして稼働させ、
その報酬を搾取していたもの。

新潟県警察において被疑者らを出
入国管理法違反で逮捕。

【通し番号】47

【改正箇所】参考様式第1-14号

改正	現行
参考様式第1-14号(規則第8条第13号関係) VII. 賃金 <u>5. 手取り支給額(3-4) 約(円)(合計)</u>	参考様式第1-14号(規則第8条第13号関係) VII. 賃金 <u>5. 手取り支給額(3-4) 約(円)(合計)</u>

【通し番号】48

【改正箇所】参考様式第1-16

改正	現行
<p>参考様式第1-16号(規則第8条第14号、15号及び16号関係)</p> <p>2. 宿泊施設 確認事項欄</p> <p>④寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり4.5㎡以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備 <u>(身の回りの品を収納できる一定の容量があって、施錠可能で持出不可なものであることが必要(個人別に施錠可能な部屋がある場合を除く。))</u>、室面積の7分の1以上の有効採光面積を有する窓及び採暖の設備を設ける措置を講じていること</p>	<p>参考様式第1-16号(規則第8条第14号、15号及び16号関係)</p> <p>2. 宿泊施設 確認事項欄</p> <p>④寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり4.5㎡以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備、室面積の7分の1以上の有効採光面積を有する窓及び採暖の設備を設ける措置を講じていること</p>

【通し番号】49

【改正箇所】参考様式第1-19号

改正	現行
<p>参考様式第1-19号(規則第8条第17号関係)A・D</p> <p>3 実習先変更(団体監理型の場合)</p> <p>実習先の変更は、やむを得ない事情がある場合(※)を除き、技能実習生が第2号技能実習の目標(技能検定等3級の実技試験の合格)を達成して第3号技能実習を行うことを希望し、かつ、優良な実習実施者及び優良な監理団体が当該技能実習生の受入れを希望する場合に可能となります。</p> <p><u>※ 実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更の場合が該当します。</u></p>	<p>参考様式第1-19号(規則第8条第17号関係)A・D</p> <p>3 実習先変更(団体監理型の場合)</p> <p>実習先の変更は、やむを得ない事情がある場合を除き、技能実習生が第2号技能実習の目標(技能検定等3級の実技試験の合格)を達成して第3号技能実習を行うことを希望し、かつ、優良な実習実施者及び優良な監理団体が当該技能実習生の受入れを希望する場合に可能となります。</p>
<p>参考様式第1-19号(規則第8条第17号関係)B・C・E・F</p> <p>2 実習先変更(団体監理型の場合)</p> <p>実習先の変更は、やむを得ない事情がある場合(※)を除き、技能実習生が第2号技能実習の目標(技能検定等3級の実技試験の合格)を達成して第3号技能実習を行うことを希望し、かつ、優良な実習実施者及び優良な監理団体が当該技能実習生の受入れを希望する場合に可能となります。</p>	<p>参考様式第1-19号(規則第8条第17号関係)B・C・E・F</p> <p>2 実習先変更(団体監理型の場合)</p> <p>実習先の変更は、やむを得ない事情がある場合を除き、技能実習生が第2号技能実習の目標(技能検定等3級の実技試験の合格)を達成して第3号技能実習を行うことを希望し、かつ、優良な実習実施者及び優良な監理団体が当該技能実習生の受入れを希望する場合に可能となります。</p>

※ 実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更の場合が該当します。

【通し番号】50

【改正箇所】参考様式第2-13号

改正	現行
<p>参考様式第2-13号(規則第27条第1項第12号関係)</p> <p>項目番号欄</p> <p>①作成指導を行うこととなる取扱職種に係る<u>旧制度における</u>技能実習計画作成<u>経験</u></p>	<p>参考様式第2-13号(規則第27条第1項第12号関係)</p> <p>項目番号欄</p> <p>①作成指導を行うこととなる取扱職種に係る技能実習計画作成<u>の指導歴</u></p>